

第 63 回日本小児神経学会学術集会における重複発表の取扱い

<重複発表の定義>

- (1) 既に発表されたものと実質的に同じ内容の発表。
- (2) 指定演題(講演、シンポジウムなど)では問題とならない。
- (3) 一般演題では原則として好ましくないが、既発表であることを明記すれば学術集会プログラム委員会の裁量で発表可能なこともある。

<対策>

- (1) 二重発表の場合には、演者が UMIN での一般演題登録完了後に自己申告を行う。
メールの件名に演題登録番号を明記の上、第 63 回日本小児神経学会学術集会運営事務局 宛 (jscn2021@congre.co.jp) に、他学会の抄録を提出。

※自己申告締切：2020年11月12日(木)正午

- (2) 演題の採否はプログラム委員会に一任する。
- (3) 優秀口演賞、優秀ポスター賞、優秀 English session 賞などの選定にあたっては対象外とする。

※虚偽の自己申告が判明した場合は、日本小児神経学会理事会に報告し、対応を委ねる。